

第10回

越谷市教育委員会会議録

平成25年9月26日

定例会

平成25年第10回越谷市教育委員会会議録

招集年月日 平成25年9月26日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会9月26日 午前10時00分
 閉会9月26日 午前11時03分

出席委員

委員 長	住 田 俊	委員 長者 職務代理者	櫻 田 玲 子
委 員	堀 川 智 子	委 員	進 藤 秀 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		
欠席委員	な し		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	会 田 研 司
教育総務部 参事兼 教育総務課長	鈴 木 宏 孝	学校教育部 副参事兼 学務課長	野 口 久 男
教育総務部 副部長兼 生涯学習課長	斉 藤 美 子	学校管理課長	中 山 佳 孝
教育総務部 副参事兼 図書館長	小 林 彰 博	指 導 課 長	五十畑 勝 己
スポーツ振興 課 長	植 田 春 夫	給 食 課 長	川 村 明
市民活動 支援課主幹 兼大相模 公民館長	細 矢 邦 男	指導課主幹兼 教育センター 所 長	大 西 久 雄
生涯学習課 主 幹	山 梨 一 弘	給食課主幹兼 第一学校給食 センター所長	坂 卷 眞 人
科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	学校管理課 主 幹	田 上 利 弘
		指 導 課 主 幹	中 台 正 弘

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 主 幹	渋 谷 博 之
----------------	---------

	議 事	てん末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決について	
	議 案	
	・第33号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	秘 密 会
	・第32号議案 平成26年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について	原案可決
	その他	
	・平成25年9月定例市議会について	
	・越谷市民プールの指定管理者について	
	・9月2日に発生した竜巻による被害状況等について	

◎開会の宣告

住田委員長 これより9月の定例教育委員会会議を開催いたします。

本定例会に関し、1名の方から傍聴許可願が提出されておりますが、第33号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

ここで、傍聴人の入室を許可したいと思います。

(午前10時00分)

◎教育長報告

住田委員長 それでは、教育長報告、教育長専決第11号について、教育長の説明を求めます。

吉田教育長 教育総務課長。

鈴木教育総務課長 それでは、教育長専決についてご報告を申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをご覧ください。去る8月22日の定例教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました事項についてご報告させていただきます。

本件につきましては、教育委員会会議の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第2条第3項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の3ページをご覧ください。

専決第11号 平成25年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

平成25年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処分する。

平成25年9月13日、越谷市教育委員会教育長。

今回の補正予算につきましては、平成25年9月2日に発生した竜巻により被害を受けた教育委員会所管施設の、災害復旧修繕や備品購入などにかかわるものとなっております。児童生徒や施設利用者の安全を確保するため、早急に対応する必要があったことから、平成25年度越谷市一般会計補正予算として9月市議会に追加提案するため、教育長が専決処理いたしました。

恐れ入りますが、別冊の「平成25年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書」の10ページ及び11ページをご覧くださいと存じます。

初めに、歳入について説明をさせていただきます。(1)歳入予算説明書をご覧ください。13款

国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金として、公立諸学校建物其他災害復旧費負担金4億5,000万円を追加するものでございます。

20款市債、1項市債、10目災害復旧債として、小学校施設災害復旧事業債570万円、中学校施設災害復旧事業債4,200万円、学校給食施設災害復旧事業債1億5,730万円、合計で2億500万円を追加するものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。5ページ中段にございます教育費に係る歳出合計額をご覧ください。教育費における歳出におきましては、4,360万円を追加し、補正後の総額は84億555万3,000円となります。

続きまして、下段の災害復旧費に係る歳出合計欄をご覧ください。教育施設に係る災害復旧費として6億9,040万円を追加いたします。

14ページ及び15ページの(3)事業別予算説明書をご覧ください。2項小学校費、1目学校管理費の施設管理費につきましては、桜井南小学校の校庭を早急に改修するため、他の予算を使用したことに伴い使用元である光熱水費を補正するもので、1,380万円を追加いたします。

次の3項中学校費、1目学校管理費の施設管理費につきましても、小学校費と同様に、北陽中学校の校庭を早急に改修するため、他の予算を使用したことに伴い使用元である光熱水費を補正するもので、1,580万円を追加いたします。

次の7項2目学校給食費の学校給食事務費につきましては、第二学校給食センターが被害を受けたことに伴い、その対応に当たる給食調理員及び栄養士等の超過勤務手当として1,400万円を追加するものです。

下段の11款災害復旧費、4項1目小学校施設災害復旧費につきましては、桜井南小学校の施設設備に係る災害復旧工事費や備品購入費として330万円を追加するものです。

16ページ及び17ページをご覧ください。11款災害復旧費、4項2目中学校施設災害復旧費につきましては、北陽中学校屋内運動場の災害復旧工事費や備品購入費として1億1,800万円を追加するものです。

次の4項3目保健体育施設災害復旧費のうち、学校給食施設災害復旧費につきましては、第二学校給食センターの災害復旧工事費や調理用器具等の購入費として5億6,360万円を追加するものです。

次の体育施設災害復旧費につきましては、しらこぼと運動公園に係る施設用器具購入費として210万円を追加するものです。

次の市立体育施設災害復旧費につきましては、北体育館の災害復旧修繕に係る経費として340万円を追加するものです。

続きまして、8ページにお戻りください。(4)地方債につきましては、歳入のところでご説明いたしましたが、小学校、中学校及び学校給食センターの災害復旧工事に係る市債を表のとおり

新たに追加するものでございます。

専決第11号に係る説明は以上でございます。

住田委員長 ただいま事務局の説明がありました。これについて皆さんのご質問、あるいはご意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

進藤委員 被災した学校給食センターや体育施設等は、まだ恐らく従来の業務は停止していると思いますが、再開のめどは立っていますか。もし立っているとすればいつごろになりますか、教えてください。

川村給食課長 現在この補正予算をいただきまして、復旧の工事等進めまして、来年の3月にはそちらを整えて、来年の4月から給食の再開を目指したいということで現在進めているところでございます。

以上でございます。

中山学校管理課長 まず、桜井南小学校と北陽中学校のグラウンドですが、ガラス等の破片が散らばっており、現在校庭が使用できない状況でございます。こちらの対応につきましては、現計予算で対応しますが、工事に間もなく着手する予定でございます。本日、桜井南小学校の工事予定でしたが、雨のため明日に延期になっております。北陽中学校については、来週から着工する予定でございます。見通しとしましては、順調にいけば10月中旬ぐらいに終了する予定でございますが、天候により若干延びたとしましても、11月からはグラウンドのほうが使用できるのではないかと考えております。また、北陽中学校の体育館につきましては、今回補正予算の議決いただきましたので、現在契約の手続を進めているところでございまして、今年度中の完成を目指して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

進藤委員 ありがとうございます。

植田スポーツ振興課長 私どもの所管する施設は、しらこぼと運動公園と北体育館が被害を受けております。今回の補正予算では、しらこぼと運動公園の備品を計上しておりますけれども、しらこぼと運動公園に関しましては公園緑地課にて予算を計上しております。しらこぼと運動公園におきましては、トラックのウレタン舗装部分の破損ですとか芝生部分の瓦れきや小さなガラス片の飛散等ありまして、トラック部分に関しては、早急に直すつもりではおりますけれども、国から補助をいただける予定から、10月の22日の国の査察まで改修工事ができない状態であり、査察が終了次第早急に直したいと考えております。トラックにつきましては、ある程度の時期、早い時期には直るのかと思いますけれども、芝生部分は小さなガラス片を処理できませんので、フィールドの芝生部分に関しては、張り替えということで考えております。張り替え工事に約2カ月、養生に6カ月程度かかりますので、芝生部分に関しましては、来年の梅雨明け以降の供用開始かなと考えております。トラック部分につきましては、改修が終了次第、利用を開始したいと思っ

ております。

また、北体育館につきましては、屋根に穴があいて雨漏りもする、あるいは窓ガラスが11枚も割れておりますので、こちらのほうも1カ月半程度の工事期間ということですので、早急に契約手続をして11月いっぱい、あるいは12月の初めには供用開始をしたいと思っております。競技スペースが利用できるようになれば、それに合わせて早い時期に利用を開始したいと思っております。

櫻田委員長職務代理者 今回本当に甚大な被害で本当にびっくりしているのですけれども、特に給食のほうは、被害を受けた子どもたちが給食を食べられないでかわいそうだなと思っていたのですけれども、最初簡易給食だった後に、第一、第三学校給食センターから配送できるようになって本当によかったなと思います。まだまだご苦労されると思いますが、よろしく願います。

あと、中学校の屋体のほうの被害も大変ひどいようですが、屋体と運動場両方使えないということで、ただいま部活動とか、そういうものはどうなっているのでしょうか。

五十畑指導課長 今ご心配いただいたように、体育館、グラウンド、それからテニスコート、これらが自校のものが使えませんので、北陽中に関しましては、近くの中学校と合同練習をしたり、小学校の体育館を午後借りるとか、あるいは土日に関しては練習試合に出向くとか、またテニスコートについては北体育館に附属しているテニスコートが中学生には貸し出していただけということで、それらを使って何とかやりくりし、10月の新人戦大会に向けて頑張っているところです。

以上です。

櫻田委員長職務代理者 ありがとうございます。

住田委員長 他にいかがでございますでしょうか。

[発言する者なし]

住田委員長 ないようですので、この件については報告を受けたということにさせていただきます。

◎第32号議案 平成26年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について

住田委員長 それでは、続きまして、議案の審議に入ります。

第32号議案 平成26年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針についてを議題といたします。

教育長の説明を求めます。

吉田教育長 学務課長。

野口学務課長 それでは、平成26年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について説明をさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、会議要項の5ページをお開きいただきたいと思います。第32号議

案 平成26年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について。

平成26年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について、別紙のとおり決定する。

平成25年9月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由ですが、平成26年度当初人事異動を行うに当たり、越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針を決定する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをご覧ください。「人事異動の方針」は、毎年埼玉県教育委員会が9月1日付で定めた人事異動の方針を踏まえ、決定しているものでございます。この人事異動の方針に基づきまして、市町村教育委員会と県教育委員会が連携、協力しながら人事異動の事務手続を進めております。

1の「基本方針」ですが、以下の方針が示されております。(1)適材を適時に適所に配置すること。(2)人材育成を期すること。異動は最大の研修であると言われております。(3)地域差・学校差を是正すること。特に、年齢構成不均衡を解消すること。(4)全市的・長期的視野に立って計画的に選考、異動を実施し、本県教育水準の向上を図ること。(5)再任用職員は、全市的視野から適切な配置に努めること等が掲げられています。

2の「退職」でございますが、年齢構成不均衡を解消するため勸奨退職制度の活用を図ることとなっております。

3の「転任・転補」ですが、1の基本方針を受けて、「教職員組織の充実を図ること」「魅力ある学校づくりを目指し、適材を適時に適所に配置すること」「新規採用後早期に複数校を経験するよう積極的に異動を行うこと」「同一校勤続年数が長い者については、積極的に異動を行うこと」等8項目が掲げられております。

その他、4の「採用等」、5の「さいたま市との人事交流」が示されております。来年度に向けましてこれらの基本方針に基づき、適正な人事事務を進めてまいりたいと存じます。校長の学校経営方針を踏まえた魅力ある学校づくりにつながる人事異動、教職員を生かして育てるための人事異動にしていきたいと考えております。

以上をもちまして、平成26年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対しまして、質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見ございますでしょうか。

堀川委員 8ページのさいたま市との人事交流ということで、定数などは決まっているのでしょうか。それと、さいたま市との人事交流は、とても素晴らしいことだと思いますが、人事交流の利点について少しご説明いただければと思います。

野口学務課長 このさいたま市との人事交流ということにつきましては、いわゆる期限付きの人事交流といいまして、3年間の期限付きで交流しているものがございます。ただ、3年間の期限付

きの形での人事交流ということでは、本市としては行われておりません。教職員の視野を広げるということで、人材育成の観点からこのような制度が示されていますが、これまで本市として行っておりません。また、さいたま市への人事異動につきましては、昨年度1件成立したところでございます。

以上でございます。

堀川委員 ありがとうございます。

住田委員長 他に何かございますか。

[発言する者なし]

住田委員長 では、私のほうから少しお聞きしますが、7ページの退職についてなのですが、年齢構成の不均衡を解消するために勧奨退職の活用をというようなことなのですが、これは大体年齢層でいきますとどれくらいの年齢か。

それから、もう一つ、目標値といいますか、何人ぐらい減らしたいとか、そういったようなことというのはあるのでしょうか。

野口学務課長 年齢の不均衡ということでは、現在55歳以上の者が今後、毎年50名から60名前後が定年退職を迎えるということで、その年齢層が非常に多い状況にございますので、そちらの解消を狙っての制度になっております。

また、勧奨退職につきましては、今年度から45歳以上の者に退職の勧奨ができるようになりましたが、なかなかその年齢構成の不均衡を是正するほど勧奨退職制度が活用されていない状況でございます。ちなみに、昨年度末ですと19名、その前が9名、その前が14名ということで、10名から20名ぐらいが勧奨退職制度を活用した形になっております。ですから、なかなか年齢構成不均衡解消に至るまで勧奨退職制度が活発に活用されているかという点、ちょっと難しい状況になっております。逆に、再任用の希望の先生方、職員が増えてきておりまして、七、八年前までですと再任用者は1ケタの人数でしたけれども、最近では、20名から30名になり平成26年度当初については、まだ正式な意向は聞いていないのですけれども、聞き取り調査によりますと40名を超える人数が再任用を希望するのではないかとということになっておりまして、年齢構成不均衡を解消するということは、大きな課題にもなっているところでございます。

以上でございます。

住田委員長 ありがとうございます。一応安心したので、余りこれを強調して言いますと、実は余りいい話も聞かないものですから、それから実際はかなり年を召してまいりますと、やめたいという先生も実際いるのですよね。そうでなくて、ここは多いからというようなことで、強く余り押し出してもらいたくないと。あくまでも本人の自発的意思というものを尊重してもらいたいなというふうに私は思っています。

吉田教育長 これは、児童生徒のいわゆる激増期に当然大量採用ということで教職員の数が増えた

のですけれども、その後に今度は逆に減少期というのがございましたので、それによってかなりその年齢構成に不均衡を生じたと。しかし、この何年かの経緯の中である程度それは解消されてきて、採用、新規採用の数もかなり増えてきておりますので、そういった意味ではある程度解消の方向に進んでいるということだと思います。

野口学務課長 退職勧奨についてのご心配のお話でしたけれども、勧奨退職につきましては、決してその本人の意向に沿わないようなものにならないようにということで、校長が教職員によくよくヒアリングするように、繰り返し繰り返しこちらのほうからも指導してまいりましたし、今後も指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

住田委員長 他にどなたかありますか。

それから、ちょっとよろしいでしょうか。8ページの教員の異動ですが、新規の採用者は、早期に複数校を経験するように回転を早くしろということとか、それから管理職の人の異動が結構頻繁に行われているということです。この期間といいますか、大体何年ぐらいをめどというのは、私はあるところでちょっと評議員を、高等学校なのですけれどもやっております、たしか2年あるいは長くて3年ぐらいでもう異動や退職を繰り返しています。自分がこういう学校をつくりたいと思って、そういう希望を持って異動してきたにもかかわらず、それを確認しない中でもう異動してしまう、あるいは退職してしまうということが繰り返されているということが、これは県立の高校なのですが、もうちょっと長くいさせたいと私自身は感じているのですが、大体何年ぐらいをめどに異動を実施しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

野口学務課長 新規採用の者が複数校経験するということでは、新規採用から3年から5年経過した者につきましては、他市町に異動するという方針が県教委から出されておまして、それらに沿って異動手続を行っているということでございます。5年までいる職員が割合としては、多くなるかなと思いますけれども、5年までを区切りに他市へ異動するということで、教職員の視野を広げるような人事異動をしております。

また、管理職につきましては、おおむね3年をめどに異動する形が多くなっているかと思いません。ただ、管理職の異動につきましては、校長と教頭の同時の異動はないようにということでございますので、そちらのほうの計画、それから校長、教頭の年齢、退職までの残勤務期間、そちらを見ながら学校経営の継続性が保たれているような形で人事異動は行っているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 管理職、特に校長については、全県の平均をとると大体3年をちょっと超える程度ということになります。教頭については、2年を中心に異動になるという方針で進められているというふうに考えております。

住田委員長 他にどなたかございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 それでは、これより第32号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

続きまして、その他の報告事項に入ります。平成25年9月定例市議会について、教育長の報告を求めます。

吉田教育長 学校教育部長。

会田学校教育部長 それでは、9月定例市議会の概要につきましてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の13ページ及び14ページをご覧くださいと存じます。まず、会期日程でございますが、8月30日から9月24日までの26日間にわたりまして9月定例市議会が開催されたところでございます。皆様ご案内のとおり、9月2日に越谷市内において発生した竜巻により家屋倒壊などの被害が出たことから、本市では災害復旧を最優先することとし、このたびの議会では「市政に対する一般質問」が取りやめとなりました。また、当初予定されていた「決算特別委員会」が延期となりましたことから、教育委員会に関する議案のうち決算認定議案につきましては継続審議とされ、後日審議が行われることとなります。

続きまして、15ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「越谷市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例制定について」、「越谷市職員の給料の特例に関する条例制定について」、「財産の取得について（学校給食用厨房機器—全自動煮炊窯）」、「平成25年度越谷市一般会計補正予算（第3号）について」、「平成24年度越谷市一般会計歳入歳出決算認定について」及び「平成25年度越谷市一般会計補正予算（第4号）について」の6件が上程され、継続審議とされた決算認定議案を除いた5件が原案のとおり可決されたところでございます。

また、教育にかかわる平成25年度補正予算についても、9月17日に開かれた教育・環境経済常任委員会において可決されたところでございます。

なお、教育・環境経済常任委員会における質問事項等は、中段以降のとおりでございますので、詳細につきましては、ご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

ご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、続きまして、越谷市民プールの指定管理者について、教育長の報告を求めます。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

植田スポーツ振興課長 それでは、越谷市民プールの指定管理者につきましてご説明させていただきます。

まず、資料の1ページの資料1をお開きください。越谷市民プールの指定管理者の指定期間が平成26年3月31日をもって満了となることから、新たに指定管理者を指定するため、越谷市指定管理者審査選定委員会設置要綱、越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例に基づきまして、指定管理者の指定の事務等に関する事務を進めているところでございます。

去る8月1日から30日まで、指定管理者の公募をいたしました。公募の内容等、これまでの経過と今後の予定につきましてご報告させていただきます。

まず、指定管理者の指定に関する事務の基本的な流れでございますが、3ページの資料2のとおりとなっております。このフロー図の見方でございますが、時期、庁内、選定審査会、市議会と分かれており、指定管理者の指定をするための募集要項(案)の策定から、指定管理者の選定・決定、市議会の議決、最終的な基本協定の締結、管理業務の開始までの事務の流れを時期に合わせて図に示したものでございます。

また、5ページの資料3になりますが、越谷市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、指定管理者の選定等を公正に行うため、庁内に選定委員会を設置しております。教育総務部では、要綱に基づき教育総務部会を設置いたしました。

なお、今回の募集いたします市民プールにつきましては、老人福祉センター「ゆりのき荘」との複合施設であることから、老人福祉センターを所管する福祉部と合同部会を開催し、指定管理者の指定に必要な事項である募集要項(案)等につきまして検討してまいりました。

さらに、9ページの資料4になりますが、越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例に基づき、指定管理者の選定に当たり、公平性及び透明性を確保するため、市長の附属機関として指定管理者選定審査会が設置されております。

恐れ入ります、資料の1ページの資料1にお戻りください。2の公募・随意指定の別とその理由でございますが、本施設における指定管理者の選定に当たり、今期につきましては公募としておりました。次期につきましても、選定における機会の公平性、あるいは選定結果の公正性を確保するため公募といたしております。

3の指定期間でございますが、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間といたしております。

4の複合施設一体での指定管理についてでございますが、本施設は、老人福祉センター「ゆりのき荘」と「越谷市民プール」の複合施設であり、指定管理者の指定に当たっては、別々に公募すると場合と、複合施設一体として公募する方法がありますが、市民サービスの向上と経費節減の観点から、施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うために、複合施設一体での指定管理者を公募し、指定するものといたしました。

次に、5、募集要項でございますが、恐れ入りますが、11ページをお開きください。資料5、越谷市立老人福祉センター・越谷市民プール指定管理者募集要項でございます。要点のみご説明をさせていただきます。

12ページをお開きください。1、指定管理者の募集目的でございますが、老人福祉センターは、老人に憩いと安らぎの場を提供し、もって老人福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づき設置している施設であり、高齢者に対する各種相談に応じるとともに、健康の増進・教養の向上及びレクリエーションの場などの便宜を総合的に提供している老人福祉施設でございます。また、市民プール・トレーニングルームは、市民のスポーツ振興を図り、もって市民の健康増進と体力向上に資するため設置している体育施設でございます。越谷市及び越谷市教育委員会では、センター及びプールの効用を最大限に発揮し、市民サービスの向上を図るとともに、管理運営を効率的に行い、管理経費の縮減のため、センター及びプールを一体として管理運営する指定管理者を募集するものでございます。

2、施設の概要でございますが、老人福祉センターである「けやき荘」、「くすのき荘」、「ゆりのき荘」、「市民プール」の所在地及び規模・構造等を表にしております。

次に、13ページをご覧ください。3、指定管理者が行う業務内容及び管理基準でございますが、募集要項には仕様書を添付し、管理運営に必要な業務の詳細を明記しております。

4、指定期間でございますが、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を予定し、この期間は市議会での議決により確定することになります。

5、管理経費に要する費用でございますが、指定期間中に市が支払う委託料の額は、老人福祉センター3館分として5年間で10億6,000万円、越谷市民プール分として5年で2億円となっております。総額では12億6,000万円となっております。

6、応募資格等でございますが、指定管理者に応募しようとするものは、社会福祉法に規定する社会福祉事業を3年以上引き続き営む法人、その他の団体であって、14ページの7行目から記載してありますアからキのいずれにも該当しない法人等としております。

次に、17ページをお開きください。9、審査及び選定でございますが、選定方法といたしまして、越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会におきまして、申請者による提案の説明及び審査会委員からの質疑を行い、審査会では申請者からの書類を審査し、プレゼンテーション等の結果をもとに(2)の選定基準に照らし総合的な評価を行い、センター及びプールの管理を行うに当たり、最も適していると思われる申請者を「指定管理者の候補者」として選定することとなります。

以上、募集要項につきまして要点のみ説明させていただきました。

それでは、資料の1ページの資料1にお戻りください。6、公募期間でございますが、平成25年8月1日から8月30日まで募集をいたしました。今回の応募につきましては、現在の指定管理者

であります社会福祉法人越谷市社会福祉協議会のみ申請でございました。また、8月21日に現地説明会を開催いたしました。こちらにつきましても、現在の指定管理者であります社会福祉法人越谷市社会福祉協議会のみ参加で、募集要項等の説明を行ったところでございます。

次に、2ページをお開きください。7、指定管理者の指定に関する事務の経過でございますが、平成25年5月23日に福祉部・教育総務部の合同部会を開催し、公募／随意指定の区分、複合施設一体での募集、募集要項（案）等について検討し、策定いたしました。

また、平成25年6月27日に指定管理者選定委員会が開催され、福祉部・教育総務部合同部会で策定した募集要項（案）等について報告し、その内容について検討されました。

そして、平成25年7月16日に指定管理者選定審査会が開催され、公募／随意指定の区分、募集要項（案）等についての意見の照会を行ったところです。

8の今後の予定でございますが、公募いただいた申請書類は、指定管理者選定審査会へ提出し、10月15日に開かれます審査会におきまして指定管理者の選定について諮問をし、審査会では応募者へのヒアリング、評価等を行い、審査会より選定結果の答申をいただく予定となっております。その後、10月21日に指定管理者選定委員会を開催し、審査会の答申をもとにその指定管理者の選定の承認決定を行います。

そして、12月定例市議会におきまして、指定管理者の指定の議案について審議、議決をいただき、新たな指定管理者が決定することとなります。平成26年3月に基本協定を締結し、平成26年4月から年度協定を締結し、管理業務が開始することとなります。

以上が越谷市民プール指定管理者についての報告でございます。よろしくお願いたします。

住田委員長 ただいまの事務局のご報告に対しましてご質問等ございますでしょうか。

進藤委員 こちらの説明書きを拝見する限り、あえて複合施設一体で募集するということになっているのですが、そうすると従来は、別々にこれは指定管理者を指定の公募なり随意指定なりをしていたということなんでしょうか。

植田スポーツ振興課長 建設以来一体的に管理はお願いをしておりました。

進藤委員 ありがとうございます。

住田委員長 他にございますでしょうか。

[発言する者なし]

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、9月2日に発生した竜巻による被害状況等について教育長の報告を求めます。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部長 それでは、9月2日午後2時ごろに発生をいたしました竜巻による被害状況等についてご報告をさせていただきます。

なお、大変恐縮でございますけれども、資料は特に用意してございませんので、ご了承願いた

いと存じます。

初めに、9月24日17時30分現在の市内の家屋の被害状況でございますが、全壊が24棟、大規模半壊が45棟、半壊が109棟、一部破損が1,200棟で、合計が1,378棟となっております。

次に、教育委員会所管施設の被害状況でございますが、主なものを申し上げますと、先ほどお話に出ました第二学校給食センターでは、屋根の3分の1程度が剥がれ、天井が落ち、窓ガラス全数の3分の2程度が破損をいたしました。調理機器等も破損やガラスの破片、土石等の巻き込み、雨水の浸入等により多くが使用できなくなりました。この被害により第二学校給食センターで調理ができなくなったため、当センター対象校については、9月6日金曜日までは簡易給食にて対応しておりましたが、9月の9日月曜日からは、第一・第三学校給食センターで第二学校給食センター分を振り分け、市内全ての小中学校の給食時間に影響が出ないように、全校を対象に従来の献立から1メニュー、1つのメニューですけれども、これを除いて提供しております。

次に、北体育館でございますけれども、こちらにつきましては、ガラスが11枚と、それから外壁及び屋根の一部が破損をいたしました。ガラスの破損部分については、ビニールシート等で応急処置をし、屋根の破損による雨漏り対策としては、床部分の全面にビニールシートを敷き詰め、床の保護に努めております。

また、しらこぼと運動公園競技場では、トラック、外壁、倉庫等が破損をしたほか、フィールド、スタンドの芝生に瓦れきやガラス片などが飛散をいたしました。第2競技場では、防球ネットの支柱8本が倒壊をしたほか、外周フェンスの倒壊などの被害が出ております。

桜井南小学校では、校舎棟の窓ガラス71枚が割れたほか、プールのフェンスが倒壊いたしました。翌日の授業につきましては、登校時間を10時15分に変更して実施をいたしました。北陽中学校では、屋内運動場の窓ガラスが割れ、屋根の3分の1程度が破損をするとともに、床や体操用マット等の備品がガラスにより損傷いたしました。また、校舎や柔剣道場等の窓ガラスも破損いたしました。授業につきましては、翌日は休校としましたが、その後は学年集会や短縮授業を行い、電気が復旧をした6日から平常授業を実施しております。

なお、2校とも校庭にガラスが飛散をいたしましたので、校庭の使用を中止し、明日以降に表面を新しい土に入れかえる工事を行う予定でございます。

これらの被害に対する対応といたしましては、基本的には9月補正に必要な経費を計上し、改修・修繕に取り組んでまいります。

児童生徒につきましては、北陽中学校の体育館などで部活動をしていた生徒15名が負傷し、また桜井南小の児童7名、大袋東小の児童3名、西中の生徒1名が校外で負傷をいたしました。現在では負傷した児童生徒全員が学校生活に復帰しております。

今回被災された方々を支援をするため、教育委員会では越谷市入学準備金貸付金の償還の猶予、幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、就学援助制度の適用、教科書の無償給与を実施をすること

といたしました。

9月2日に発生をいたしました竜巻による被害状況等についての報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの竜巻に対するご報告につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 私のほうからも一言言わせていただきますが、2日の午後から大変な騒ぎになったわけでありまして。私も3日の朝、自転車で見させていただきまして。桜井南小、それから北陽中、それから第二給食センターと3カ所見させていただきまして。本当に、私はテレビ報道で知ったのですけれども、それ以上な感じが、本当に中に入って見てびっくりしました。そういう中で、先生方が黙々と作業されている、非常に私は感心をいたしました。そういう点で、非常に早い対応だったなど。そして、何にかえても子どもの負傷等が軽微で済んだと。その日のうちに全部自宅に帰せたと。本当にもうすばらしい対応だったなどというふうに思います。地震については、日ごろ訓練等をやっているのですけれども、誰も竜巻についての訓練なんてのはやったことがなかった。そういう中で、学校のとっさの判断は非常に立派であったというふうに言わざるを得ないと思います。

そして、住民の方が本当によく協力してくださり、本当に頭が下がる思いでありました。ほかの市町から私の大学に通っている人たちから話をちょっと聞いていますが、越谷は対応が早かったし、非常に手厚いことをやっていたというような話も伺っています。一日も早く正常に戻るように期待しています。

何かございますでしょうか。

横川教育総務部長 大変ありがたいお言葉をいただきました。今、市役所では、被災者の支援対策室を立ち上げておまして、被災された方々の罹災証明の発行や各種相談を受けるための窓口を設置しております。先ほど学校の話が出ましたが、私も教育長と一緒に現場に行きました。現場を見て学校の教職員の方が子どもたちのために、とっさに良い判断をすることで危険を回避することができたのだと改めて思いました。特に、北陽中学校の体育館につきましては、窓ガラスと屋根も3分の1程度飛ばされまして、そのときの避難をしている状況等も現場の先生にもちょっとお伺いしましたが、あの中でよくあの程度のけがで済んだなど思いました。そういう意味では日ごろの心がけや先生と子どもたちの信頼関係が、とっさの時に結果として出るのかなと思いました。

それから、支援対策室では市民の方に対して、どういうことができるか、考えておまして、24日の市議会の中では竜巻の見舞金に関する新たな条例が可決されました。それから、民間住宅の借り入れの家賃補助についても、新しい制度として可決をいただいております。被災者の方が一日も早くもとの生活に戻れるように市長を筆頭に災害対策本部でいろいろと状況を把握する中で、市として何ができるかといったことを模索することで、新しい制度の創設につながってきたと思

います。

今後も、緊急時にどのような対応ができるかが、大事だと感じておりますので、ふだんその災害等に対する意識と、それに対する対応についても、教育委員会が一体となって、また、各小中学校と連携を図って、何か起きたときには迅速に対応して、被害を最少に食い止めるといったことを考えて、今後、対応してまいりたいと考えております。教育委員の皆様におかれましてもご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会田学校教育部長 委員長さんからお話いただきましたように、甚大な被害は受けましたが、児童生徒のけがについては、それほど大きなものでなかったことが大変幸いだったというふうを考えております。

また、竜巻が来た日は第2学期の始業式ということで、小学校の児童は帰っておりました。中学校の生徒は、午後も残って部活動等を行っておりました。被害を受けた北陽中におきましても、当日は野球部、サッカー部、男女テニス部等が校庭で、そして体育館の中では女子バレー部と女子バドミントン部が活動をしておりました。雷雲の発生を確認いたしまして、管理職が1時40分には校庭の生徒に避難するように指示しました。その後北体育館の方から竜巻が近づいてくることになりましたので、緊急に第2報の放送をいたしまして、体育館にいた生徒は、被害を避けるために部長を中心に中央部分に集まりました。活動していたときに、暗幕のカーテンを張っていたことが、多少なりとも被害を少なくしたと考えております。けがの状況については、北陽中で8名の生徒がけがをしたわけですが、1名は市立病院に、7名は近くの整形外科に搬送されました。8名の生徒全員がその日のうちに帰れたという報告を受けております。

当初、竜巻が起こった時点で教育委員会では、45校全てに電話いたしました。停電や電線が切れたということで、つながらない学校もあったわけですが、3.11以後に非常用災害電話を教育委員会と学校に設置いたしました。学校の校長室と職員室に1台ずつ、計2台非常用災害電話がありましたので、被害を受けた北陽中もこの非常用災害電話を使って状況を把握いたしまして、すぐに担当職員等を派遣して対応いたしました。

翌日3日の日もまだ大気は不安定でしたので、午前中には、指導課長名で注意喚起文書を配布するとともに、5日には臨時校長会を開きまして、給食の対応と今後の竜巻の対応について指示をいたしました。その中で、特に1点目は情報の入手について、今後大気が不安定な状況の際には、インターネット、テレビ、ラジオ等によって最新の気象情報を管理職が入手すること。2点目は、竜巻を想定した避難訓練の実施を指示いたしました。3点目は、竜巻注意情報が出たような場合には、迷うことなく屋内外の教育活動を中止し、児童生徒の保護を最優先とすることを指示いたしました。

さらに、竜巻を想定した緊急マニュアルを学校は作成しておりませんでしたので、今後は竜巻を想定した緊急マニュアルを作成するよう指示しております。

最後に、けがをした生徒以外にも精神的に非常に恐怖心を持っていた児童生徒もおりましたので、このような児童生徒については、県教委からのスクールカウンセラー等を派遣して、心のケアも行ったということを報告しておきたいと思います。

以上でございます。

住田委員長 何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、10月の定例教育委員会会議の日程でございますが、いかがいたしましょうか。

〔委員長に一任〕と答える者あり〕

住田委員長 それでは、10月の24日木曜日、1時30分から教育委員会室で開催したいと思います。

◎閉会の宣告

住田委員長 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

どうもありがとうございました。

(午前11時03分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

平成25年9月26日

委員長 住田 俊

委員 櫻田 玲子

委員 堀川 智子

委員 進藤 秀子

委員 吉田 茂
(教育長)

書記 教育総務課副主幹 渋谷 博之